

# エイワ税理士法人 事務所ニュース

## エイワ税理士法人

小諸事務所 長野県小諸市荒町 1-5-7  
TEL : 0267-23-1881  
FAX : 0267-23-4466  
ホームページ <http://www.eiwa-tax.com/>

## 株式会社英和コンサルティング

小諸本店 長野県小諸市荒町 1-5-7  
TEL : 0267-46-8750  
FAX : 0267-23-4466  
長野事務所 長野市大字南長野西後町 1555  
クレスビル 302  
TEL : 026-219-3840  
FAX : 026-219-3841



(使用許諾 : NPO法人こもろの杜 停車場ガーデン)

2月  
No.217

- I. 所長より 年頭のあいさつ..... P 1
- II. 賃上げ促進税制が強化されます..... P 3
- III. インボイスの実務的なQ&A No.3..... P 6
- IV. 電子帳簿保存法のQ&A..... P 8
- V. 所得税確定申告「今年の変更点」..... P 9
- VI. 労働条件明示の制度改正ポイント..... P 11
- VII. 私の履歴書 21 ホテルの再生②..... P 13  
事務所カレンダー・編集後記..... P 15



# I. 年頭のあいさつ

所長 佐藤 英人

## 1. 国税収入は戦後最高を継続

令和4年度の国税収入は71兆円台で初めて70兆円を超え4年連続過去最高の税収だったとのこと。消費税が23兆円・所得税が22兆円・法人税が14兆円です。

令和5年度の税収も、たぶん過去最高を更新すると思います。1番の消費税は10月にインボイス制度導入で、かなりの免税事業者があえて課税事業者を選択したようであり、益税の縮減でさらに税収は上がるでしょう。2番目の所得税も大幅な賃上げで源泉税が上がり同様です。法人税も、上場企業は4月～12月決算が約27兆円で過去最高益との新聞報道があり税収は伸びるはずです。

また民間設備投資額も年31兆円と過去最高となったとのことで、国はさらに設備投資額を増加させようとしています。

政府は借金漬けの日本と言いますが、国債発行残高1,080兆円のうち、日銀の国債保有高は576兆円で53%です。国の歳出の国債費＝元本償還額と利息の半分以上が日銀に入るわけです。日銀は余剰資金を政府に支払いますのでただ右ポケットから左ポケットへ移るだけとも言えます。

## 2. 令和5年補正予算

そのような中で、昨年11月に補正予算が約14兆円で国会を通過しました。国土交通省が約6兆円、経済産業省が4.5兆円、厚生労働省は1.5兆円という内訳です。コロナ対策費はすっかり消えています。

目玉は低所得者一人7万円の税金還付と電気・ガス等の負担軽減ですが、私は経済産業省が獲得した、省エネや賃金アップのための設備投資に対する大型補助金が注目です。現在補助金募集の受託企業の選定と、要項の作成中ですので2月後半から一般募集が本格化すると思いますので、見落としをしないように…。

国は税収が上がった分を結局補助金として民間に還元していますが、あくまで設備投資をする企業にしか割り当てません。最近の設備投資は補助金がとれたら投資を実行するという企業がほとんどとなってきています。この動きは昨年6月に岸田内閣が公表した「新しい資本主義のグランドデザイン」に沿ったものとも言えます。

## 3. 「中堅企業」という新しい定義

「新しい資本主義」で打ち出されたこの「中堅企業・コア企業」という概念は、今年の税制改革でも補助金でもメインの考え方です。

令和6年税制改正の経済産業省解説版のP13が解りやすいのですが、私なりの解釈を加えますと、まず小規模零細企業はコロナで非常に傷つきましたが、ろくな審査もなくコロナ資金を貸し付けました。これで立ち直る企業も多いのですが、今後5年程度で廃業や事業譲渡で撤退する企業は相当数（例えば3割～4割）発生すると思います。

また開業率が低いと創業支援対策を商工会議所が主導で、10年近く行いましたが、そのほとんどが飲食店・美容院・ネイルサロン・マッサージといった個人のサービス業種で、国が望む地

方創生に資する企業は少なく、このため国は創業支援を「技術力あるスタートアップ企業」に限定しようとしていると私は見えています。

また**上場会社等の大会社**は、国内売り上げは少なくほとんどを海外で上げており、設備投資も人材投資も海外です。要は海外で利益を稼ぎ、配当を日本にしてもらえればいいということですね。

とすると国や地方が求めるのは、設備投資も売上・仕入も人材投資も大きくしてくれる、**中堅企業**ということになります。ここに行政のできる支援は集中しようという方針が、昨年12月公表の税制改正であり、補正予算と、私は理解しています。

#### 4. 銀行改革も中堅企業対応

「**独立型出資構想と地域金融機関の役割**」(金融財政事情研究会：令和5年5月10日発行)という本を昨年秋に弁護士から頂き、最初はそのタイトルからすぐ読む本ではないかと全く誤解し、ただ積んでおいたのですが、正月に読み始めて!!!…すぐ読むべきであったと後悔しました。

「そうか、国が言っている中堅企業の発想と戦略はこの本が種本の一つだ!」と確信しました。著者の一人は**吉戒孝氏(元福岡銀行副頭取)**で、2007年に熊本銀行と親和銀行を統合し、2019年には長崎県の十八銀行の統合を実現、独禁法の特例制度を作られた方です。

「**地元の中堅企業を育て、後押しすることが地方銀行の役割**」であり、また「**銀行が中堅企業の株式の一定程度を保有することが有効な手法の一つ**」と巻頭で書かれており、それがそのまま本のタイトルになっているわけです。

結論も巻頭に書かれており、

- ① 「中堅企業の経営課題は、規模は多少小さくても大企業のそれとほとんど同質であり、例えば海外展開とかM&A、さらには不振期に入った場合の事業再生など、通常の貸出中心の業務運営ではカバーできない分野に相当のレベルの戦力を保持しなければならない。」
- ② 「このような戦闘能力をもつには人材や経験が必要で、…今の地銀の総資産数兆円程度から創出される収益力では難しく…せいぜい大手金融機関・証券・コンサルを紹介する程度にとどまるのではないか。」
- ③ 「この壁を乗り越えるには、まずもって、数千兆円規模にまでその規模を拡大して、同時にエクイティ(資本)戦略も自ら展開できるまでは機能の拡充を図るべき。そしてそのような「**広域地銀**」は中核都市所在地を中心に、全国で1桁でも十分カバーできる。」
- ④ 巻末ですが  
「メガバンクはおおむね大企業、地銀信金信組は中小零細企業を主な顧客としているが、中堅企業は融資がないことが多く、実はいずれの金融機関もカバーできていない。」

最後に著者が事業再生を主にしていた頃の感想を記載して紹介を終わりにします。

「当時は今と違ってメイン寄せが横行していて、主力行以外はいかにして負担を主力行にしわ寄せして逃げるかという貸し手としての矜持を疑いたくなるような状況でした。金融危機で実質破綻する銀行が続出するなか、またその後も不良債権比率をいかに下げるかに血道を上げざるをえなかったあの時代、ある意味ではやむを得なかったとも言えるとは思いますが。」

え銀行の矜持が失われて、生き残るためには何でもやるみたいなあんな時代がまたやってきていいはずがありません。」



## Ⅱ. 賃上げ促進税制が強化されます ～令和6年度税制改正より～

令和6年度税制改正で持続的な賃上げを目的に、賃上げ促進税制（給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度）が強化されます。改正のポイントは以下の通りです。

- ・適用期限が3年間延長されます。  
令和6年4月1日から令和9年3月31日までに開始する各事業年度に適用
- ・企業の分類に**中堅企業**が創設されます。
- ・中小企業に対しては**5年間の繰越控除制度**が設けられます。
- ・上乗せ要件が見直され、**子育て支援・女性活躍支援をした企業の上乗せ創設**や、教育訓練費の適用要件が見直されます。

### 1. 企業の分類

従来の「大企業」「中小企業」向けの内容が見直されるほか、新たに「中堅企業」枠が創設されます。

分類	資本金等	従業員数	マルチステークホルダー要件※1の対象
大企業	1億円超	2,000人超	資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上 または従業員数2,000人超のいずれか
中堅企業		2,000人以下※2	資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上
中小企業	1億円以下		なし

※1 マルチステークホルダー要件に該当する企業は、「給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項」を自社HPに公表するとともに、これらを公表した旨を、適用事業年度終了の日の翌日から45日を経過する日までに経済産業大臣に届け出ることが必要です。

※2 支配関係がある企業との従業員数の合計が1万人を超えていれば適用対象から除外されます。

### 2. 中小企業向けの控除割合

全雇用者の給与等支給額の増加額の最大45%を税額控除できます。(赤字が変更点)

改正前【措置期間：2年間】				
全雇用者給与等 支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率
+1.5%	15%	+10%	10%	40%
+2.5%	30%		上乗せ	

改正後【措置期間：3年間】						
全雇用者給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 ・ 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
+1.5%	15%	+5%	10%	くるみん or えるぼし 2段階目以上	5%	45%
+2.5%	30%		上乗せ		上乗せ	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の繰り越し（5年間）が可能に</li> <li>※繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者給与等支給額が前年度より増加していることが必要</li> <li>・教育訓練費の上乗せ要件（10%）は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度的全雇用者給与等支給額の0.05%以上である場合に限り適用可能</li> <li>・控除上限額は法人税額等の20%。</li> </ul>						

### 3. 大企業・中堅企業向けの控除割合

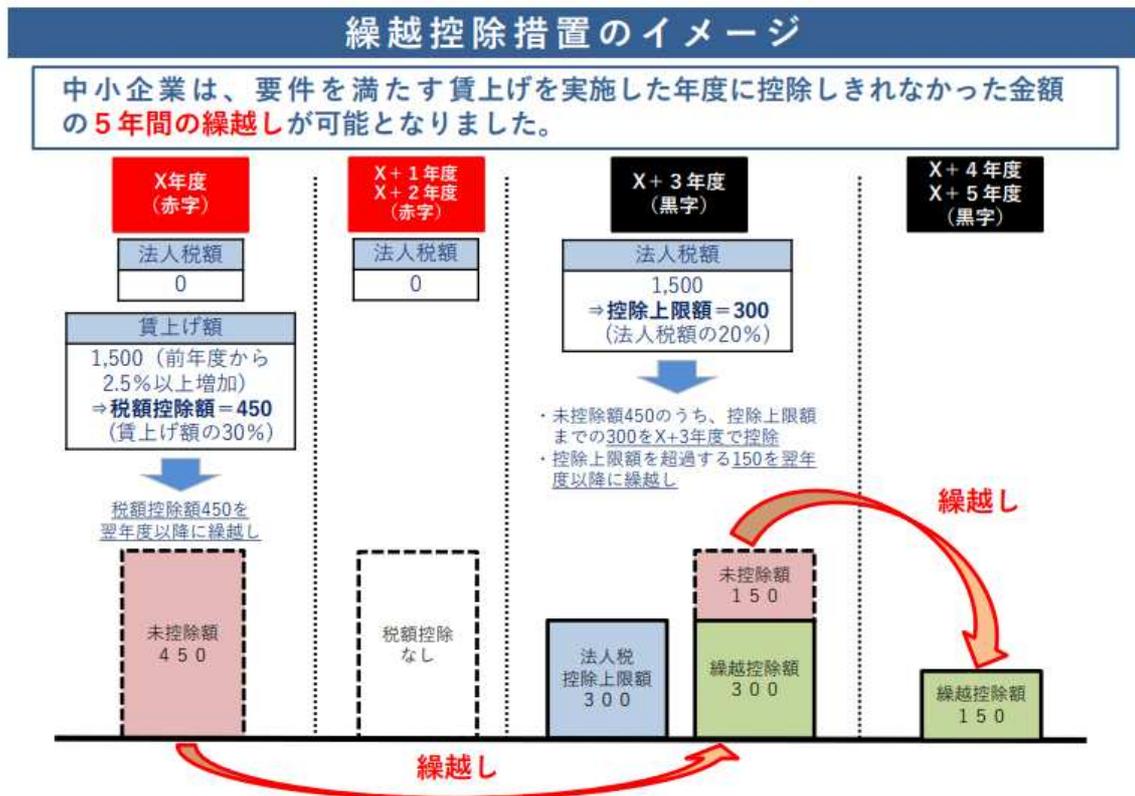
全雇用者の給与等支給額の増加額の最大35%を税額控除できます。（赤字が変更点）

改正前【措置期間：2年間】				
継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率
+3%	15%	+20%	5%	30%
+4%	25%		上乗せ	

改正後【措置期間：3年間】							
対象	継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 ・ 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
大企業	+3%	10%	+10%	5% 上乗せ	プラチナくるみん or プラチナえるぼし	5% 上乗せ	35%
	+4%	15%					
	+5%	20%					
	+7%	25%					
中堅企業	+3%	10%	+10%	5% 上乗せ	プラチナくるみん or プラチナえるぼし	5% 上乗せ	35%
	+4%	25%					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育訓練費の上乗せ要件（5%）は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度的全雇用者給与等支給額の0.05%以上である場合に限り適用可能</li> <li>・控除上限額は法人税額等の20%。税額控除額の計算は、継続雇用者ではなく、全雇用者の給与等支給額の増加額に税額控除率を乗じて計算します。</li> </ul>							

#### 4. 繰越控除のイメージ

中小企業は欠損法人も多く、賃上げ促進税制の要件を満たす賃上げを実施した年度でも、赤字などで控除しきれないケースが多く発生しておりました。令和6年度の税制改正で5年間の繰り越しが可能となっております。



#### 5. 最後に

今回の賃上げ促進税制の改正は令和6年4月1日以後に開始する事業年度より適用されます。早い会社ですと既に新事業年度の経営計画策定に着手されていることと思います。会社の経費の中で非常に大きなウェイトを占める人件費ですが、賃上げ促進税制による節税を盛り込んだ予算を検討されてはいかがでしょうか。

参考図書：TKC事務所通信、経済産業省パンフレット（暫定版）  
（担当：監査部第3課）





### Ⅲ. インボイスの実務的なQ&A No.3

令和5年10月1日からインボイス制度がスタートして約3か月が経過しました。国税庁のホームページには、随時様々な情報が更新されています。前回に引き続きインボイスの実務的なQ&Aの事例と留意点をご紹介します。

#### 1. 立替払をした宛名が従業員名だった時の簡易インボイスの仕入税額控除の要件

Q：従業員が消耗品の立替払をした際に受け取った領収書（簡易インボイス）の宛名が会社でなく従業員名の場合、仕入税額控除の要件はどのようになるのか。

A：当該従業員が自社に所属していることが明らかとなる従業員名簿等の保存が併せて行われているのであれば、宛名に従業員名が記載された簡易インボイスと、当該従業員名簿等の保存をもって、自社は当該消耗品費に係る請求書等の保存要件を満たすこととして、仕入税額控除を行っても差し支えがないとされています。

#### 2. 手書きの領収書による適格簡易請求書の交付

Q：当社は旅館を経営しており、企業に懇親会でご利用いただくこともあります。領収書の発行を求められたときには手書きで領収書を作成し、交付してきました。これを適格請求書等とするためには、宛名や税率ごとの対象金額・消費税額を明記して交付しなければならないのでしょうか。また、温泉に入浴した顧客から受け取る対価には入湯税など課税対象外のものも含まれていますが、どのように記載したらよいのでしょうか。

A：適格請求書発行事業者が、小売業など不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う一定の事業を行う場合には、適格請求書に代えて、適格簡易請求書を交付することが可能です。

#### 【手書きの適格簡易請求書の記載例】

_____様	領収証	No. _____
16,500 円		
但 飲食費として		
●年 ●月 ●日 上記正に領収いたしました		
<金額（税抜・税込）>		
_____ %	_____	_____
10 %	_____	_____
<消費税額等>		
_____ %	_____	_____
_____ %	_____	_____
〇〇県 〇〇市 〇〇-〇〇 〇〇旅館 登録番号 T1234567890123		

宛名は省略可能  
※ 「上様」の表記も可能

消費税額等又は適用税率のどちらか一方の記載で可能  
※ 例の場合、適用税率のみの記載（消費税額や税抜価額の記載は不要）

また、課税対象外の取引について適格請求書等の交付義務はありませんが、適格請求書等に併せて記載することも可能です。その場合には、受け取った対価のうち課税対象外のものを除いた税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額を内訳欄に記載してください。

【課税対象外の取引がある場合の手書きの適格簡易請求書の記載例】

領 収 証		No. _____
様 _____		
16,650 円		
但 宿泊費・入湯税(150円)として		
●年 ●月 ●日 上記正に領収いたしました		
<金額(税抜(税込))>		
%		
10%	16,500円	
<消費税額等>		
%		
%		
	〇〇県 〇〇市 〇〇-〇〇	
	〇〇旅館	
	登録番号 T1234567890123	

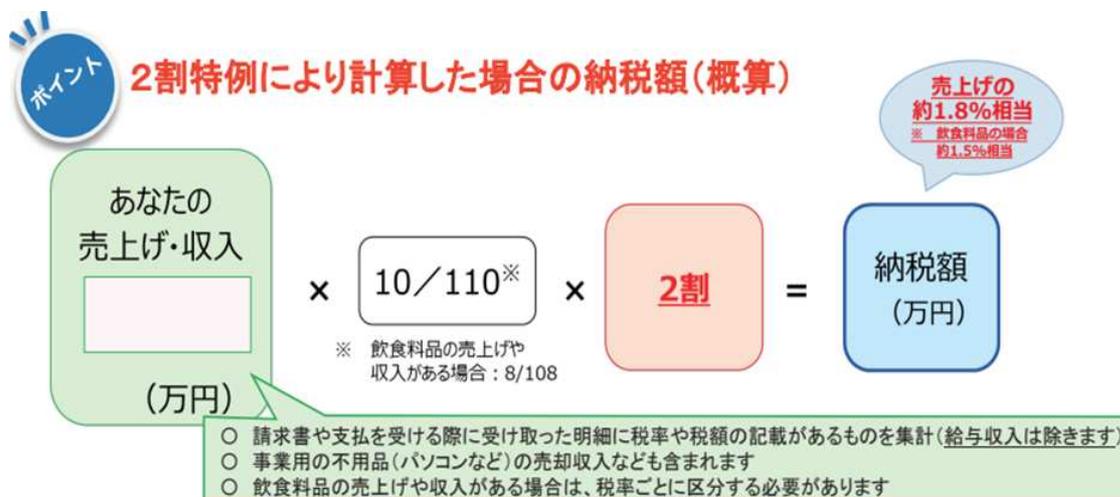
課税対象外の取引も記載が可能

適用税率及び税込価額を記載

3. 2割特例の仕組みと計算方法

Q : 令和5年10月1日から適格請求書発行事業者となり、令和5年分について初めて消費税の確定申告を行います。2割特例で申告を行おうと思うのですが、どのような計算方法でしょうか。

A : 免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者の方を対象に、消費税の納付税額を売上に係る消費税額の2割とすることができる特例です。令和8年分の申告まで適用可能です。



【例】インボイス登録日(R5.10.1)～R5.12.31の売上高が300万円(すべて10%)の時の消費税額

**300万円 × 10/110 × 2割(0.2) = 54,500円(百円未満切捨)**

\*業種によっては「簡易課税制度」を適用したほうが有利になるケースがあります。また、多額の設備投資などを行った場合には「本則課税」を適用したほうが有利になるケースがあります。2割特例や簡易課税を適用すると、還付になることはありませんので注意が必要です。

参考文献：国税庁HP  
(担当：監査部第1課)



## IV. 電子帳簿保存法のQ & A

国税庁が電子帳簿保存法一問一答（Q & A）の中の「お問い合わせの多いご質問」を更新しましたので、一部の事例と留意点をご紹介します。

### 1. ECサイトで購入した物品の領収書等データのダウンロードの保存について

Q：ECサイトで物品を購入したとき、ECサイト上の購入者の購入情報を管理するページ内において、領収書等データをダウンロードすることができる場合に、領収書等データを必ずダウンロードして保存する必要がありますか？

A：ECサイトで物品を購入した場合に、当該ECサイト上で領収書等データの取引情報を確認できるようになった時点で電子取引の受領があったものとして、購入者は、その領収書等データを保存する必要がありますが、当該ECサイト上でその領収書等データが以下の①～③の要件を満たす場合には、ダウンロードして保存する必要がありません。

- ①領収書等データをいつでも閲覧・ダウンロードできる状態であること
- ②ECサイト側で検索機能の要件を満たしていること
- ③税法で定める保存期間中は確認できる状態であること

#### 補足説明

①の要件は多くのECサイトで満たしているかと思いますが、②と③の要件はECサイトによって違いますので、ご利用するECサイトをご確認ください。特に③の要件に注意が必要で、税法で定める保存期間が満了する前にデータが消去されてしまう場合は、消去される前にダウンロードする必要があります。

検索機能の要件は、税務調査等の際に調査担当者の求めに応じ領収書等データのコピーを提供することができるようにしている場合には、全ての検索機能の確保を不要とする措置について、以下の様に対象者が見直されており、②の要件にも適用されます。

- (1)検索機能が不要とされる保存義務者の対象の範囲が、基準期間の売上高が「1,000万円以下」から「5,000万円以下」に拡大
- (2)対象者に「電子取引データをプリントアウトした書面を、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理された状態で提示・提出することができるようにしている保存義務者（つまり従来通りの紙面での保存方法）」を追加

なお、電子帳簿保存法の売上高は消費税法の課税売上高とは異なります。

電子帳簿保存法の売上高	会計上の売上高（税抜）で、非課税売上・輸出免税売上を含み、雑収入・固定資産の売却等の営業外収益・特別利益を除く。
消費税法の課税売上高	消費税が課税される全ての収入の合計額（税抜）

このため、消費税が免税・簡易課税の事業者であっても、必ずしも全ての検索機能の確保が不要になるというわけではありませんので注意が必要です。

参考資料：国税庁 電子帳簿保存法一問一答（Q&A） お問い合わせの多いご質問  
(<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0023011-017.pdf>)

(担当：監査部第3課)



## V. 所得税確定申告 ～今年の変更点～

個人事業主や不動産オーナーはもちろんですが、経営者やサラリーマンなどの給与所得者も、一定の収入があるとき、また所得税の還付を受けるときは、確定申告が必要です。

今年は、個人住民税の改正やインボイス制度の開始に伴い、変更点がいくつかあります。今回は主な変更点をご紹介します。

### 1. 上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得の課税方式

令和6年度の個人住民税から、上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の申告における課税方式を、**所得税と一致させる**ことになりました。例えば、これまで上場株式等に係る配当所得について、所得税は総合課税、個人住民税は確定申告不要など、別々の課税方式を選択できましたが、これができないこととなります。

	改正前	改正後
所得税	<ul style="list-style-type: none"><li>● 総合課税（配当所得のみ）</li><li>● 分離課税</li><li>● 申告不要 から納税者が選択</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 総合課税（配当所得のみ）</li><li>● 分離課税</li><li>● 総合課税 から納税者が選択</li></ul>
個人住民税	上記と同様 異なる課税方式を選択可能	→所得税と個人住民税で同じ 課税方式を適用

### 2. 総合課税の対象となる者の改正

上場株式等に係る配当所得について、必ず総合課税となる者（いわゆる「大口株主等」）の定義が次のとおり見直されました。

改正前 (R5. 9. 30 までに支払を受ける配当等)	改正後 (R5. 10. 1 以降に支払を受ける配当等)
発行済株式総数等の3%以上を保有する個人	同族会社保有分と合算して 発行済株式総数等の3%以上を保有する個人

これにより、仮に改正後に総合課税の対象となる配当が特定口座（源泉徴収選択口座）内で源泉徴収されていたとしても、総合課税として確定申告が必要となります。

### 3. 国外居住親族に係る扶養控除

国外に住んでいる扶養控除の対象となる者の年齢が 30 歳以上 70 歳未満の場合に、制限が設けられました。具体的には、①留学している、②障害者である、③生活費等として年 38 万円以上の支払を受けている、これら 3 つのうちいずれかに該当する必要があります。

### 4. 青色申告決算書等の様式変更

事業所得を申告する場合の青色申告決算書（3 ページ目）に、売上金額や仕入金額の明細を記入する欄が新設されました。

○売上(収入)金額の明細 ※登録番号を記載する場合には、先頭に「T」を付けた上で13桁の数字を記入してください。

売上先名	所在地	登録番号(法人番号)(※)	売上(収入)金額
〇〇(株)	〇〇〇〇	TXXXXXXXXXXXXXX	8,537,000 円
〇〇商店	〇〇〇〇	TXXXXXXXXXXXXXX	7,319,000
〇〇(有)	〇〇〇〇	TXXXXXXXXXXXXXX	6,637,000
〇〇商事	〇〇〇〇	TXXXXXXXXXXXXXX	5,227,000
上記以外の売上先の計(雑収入を含む)			11,560,000
計			39,280,000

○仕入金額の明細

仕入先名	所在地	登録番号(法人番号)(※)	仕入金額
△△(株)	〇〇〇〇	TXXXXXXXXXXXXXX	8,006,000 円
△△(有)	〇〇〇〇	TXXXXXXXXXXXXXX	7,437,000
△△商会	〇〇〇〇	TXXXXXXXXXXXXXX	5,569,000
△△商店	〇〇〇〇	TXXXXXXXXXXXXXX	5,233,000
上記以外の仕入先の計			1,351,000

出典：国税庁HP「令和5年分青色申告決算書（一般用）の書き方」

また、収支内訳書にある売上金額や仕入金額の明細欄に、登録番号（法人番号）の記入欄が新設されました。登録番号や法人番号を記入した場合は、所在地の記入を省略できます。

なお、令和5年分の所得税と消費税（地方消費税を含む。以下同じ）の確定申告に係る法定申告・納期限、口座振替日は次のとおりです。期限内の申告納付、振替口座の残高確認を忘れないようにしましょう。

	法定申告・納期限	口座振替日
所得税	令和6年3月15日（金）	令和6年4月23日（火）
消費税	令和6年4月1日（月）	令和6年4月30日（火）

参考：国税庁「令和5年分 所得税及び復興所得税の確定申告の手引き」

小諸市オフィシャルサイト「令和6年度から適用される市・県民税の主な改正」

（担当：監査部第2課）



## VI. 労働条件明示の制度 改正のポイント

令和6年4月1日に改正職業安定法施行規則が施行されます。この改正により、求職者や雇入れる労働者等に対して明示されるべき労働条件のルールが変更になります。

具体的には雇入れ時に必要な労働条件通知書等の事項について、これまでの事項に追加して下表3つの項目の明示が必要となります。

### ○追加される明示事項

	追加事項	明示される内容等	明示が必要な労働者
①	従事すべき業務と就業場所の変更の範囲	雇入れ時の業務と就業場所に加え、将来の配置転換などにより、変わる可能性のある業務と就業場所を明示	すべての労働者
②	有期労働契約を更新する場合の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>通算契約期間または更新回数の上限の有無とその内容を明示</li> <li>有期労働契約の締結と更新のタイミングごとに明示が必要</li> </ul>	有期契約労働者
③	無期転換申込機会と無期転換後の労働条件の明示	<ul style="list-style-type: none"> <li>無期転換を申し込むことができる旨を明示</li> <li>あわせて無期転換後の労働条件を明示</li> <li>無期転換申込権が発生する更新の機会ごとに明示が必要</li> </ul>	

### ○記載例とポイント

以下に追加項目の記載例を記します。黒字の部分は従来からの必須項目ですすでに明示されていると思いますので、これに赤字で示した内容を参考に追記してみてください。

なお、記載例はあくまで一例としてあげたものであり、この記載方法のみにとらわれる必要はありません。

#### 記載例①：変更の範囲

業務内容	(雇入れ直後) 法人営業 (変更の範囲) 製造業務を除く当社業務全般
就業場所	(雇入れ直後) 小諸工場 (変更の範囲) 佐久工場

- 労働契約締結時点で変更の可能性がないと想定される場合は変更の範囲を記載する必要はありません。

#### 記載例②：有期契約を更新する場合の基準

契約期間	期間の定め <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 (令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日)
	契約の更新 <input checked="" type="radio"/> 有 (契約期間満了時の業務量、勤務成績により判断する) 通算契約期間は〇年を上限とする

- 通算契約期間ではなく、更新回数に上限を設ける場合は「契約の更新回数は3回を上限とする」などと明示します。

- ・期間、回数に上限を設けない場合は記載の必要はありません。
- ・また本項目は、契約を更新するごとにあらためて明示する必要があることに注意して下さい。

### 記載例③：無期転換申込機会と労働条件

無期転換申込機会	本契約期間中に無期労働契約締結の申込みをした時は、本契約期間満了の翌日から無期雇用に転換することができる。
無期転換後の労働条件	無期転換後の労働条件は、労働時間を 8 時～17 時、賃金を時給〇〇円に変更する。

- ・労働条件に変更がない場合、「労働条件に変更なし」などと記載することもできます。
- ・本項目は②と同様、契約の更新ごとに明示する必要がありますので注意して下さい。

なお、記載例は紙面の関係で追加項目のみの抜粋になっています。全体的なイメージは下記厚生労働省のモデル様式等をご参考下さい。

参考：厚生労働省 HP <https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001156118.pdf>

注：無期転換ルールとは

同一の使用者との間で、有期労働契約が5年を超えて更新された場合、有期契約労働者からの申込みにより、無期労働契約に転換されるルールのこと。使用者は無期転換を断ることができません。

### ○追加項目は求人募集時にも明示が必要です

- ・追加項目は、労働条件通知書だけではなく、ハローワークの求人申し込みや自社ホームページでの募集、求人広告の掲載を行う際にも明示が必要な項目になります。
- ・ただし、求人広告のスペースが足りない等、やむを得ない場合には「詳細は面談時にお伝えします」として、一部を別途のタイミングで明示することも可能とされています。なお、この場合は原則、面接などで求職者と最初に接触する時点までに、すべての労働条件を明示する必要があります。

改正の詳細については、下記厚生労働省のURLに記載されています。Q&Aの閲覧なども可能ですので是非参考になさってみて下さい。

参考：厚生労働省 HP [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_32105.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32105.html)

(担当：㈱しなのビジネスセンター)

追記：エイワ税理士法人グループの㈱しなのビジネスセンターでは、採用や人材に関する皆様のお困りごとを解決するためのお手伝いをさせていただいております。ご興味ございましたら同封のサービス案内を是非ご覧いただき、お気軽にお問合せ下さい。





## Ⅶ. 私の履歴書 ～ホテルの再生②～

所長 佐藤 英人

前回は、小諸のホテルの再生についてでしたので、今回は、長野市のホテルの再生2件を取り上げてみたいと思います。



### 1. 長野のホテルその1

長野オリンピックの開催のために県より要請を受けたKホテルは、多額の設備投資をして、駐車場棟と宴会棟を新設しました。特に国際オリンピック委員長などが宿泊するために、それなりの投資をして、オリンピック自体は成功しました。

しかしその反動は大きく、オリンピック委員への賄賂疑惑が新聞で問題となり、会計帳簿が廃棄されているということで、大きな話題になりました。その影響で、県知事選挙で、当時のオリンピックを推進した池田副知事が落選し、作家の田中康夫氏が知事となり、宴会の自粛、建設の入札の仕組みの改正、さらには国交省の長野県への建設予算を断るなどの政策を次々に打ち出しました。「オリンピック後は、官官接待等で使うから設備投資をしてほしい。」という口頭の約束は当然なかったことにされ、宴会は激減し経営は苦境に陥りました。

長い不振が続いた中、平成16年に再生による過剰債務の整理のコンサルの依頼を受け、弁護士は清水直弁護士事務所の岡野弁護士に依頼し、作業をスタートいたしました。

### 2. 事業再生請負人（ターンアラウンドマネージャー）

私の脳裏にこのホテルを再生できる人材＝「事業再生請負人」は一緒にいくつかの仕事をした、U氏しかいないと思い、U氏が所属する会社を推薦し、スポンサーとなることを金融機関も賛成し、会社分割による第二会社方式で再生作業は実施されました。

U氏は朝6時に出社してから、夜11時まで勤務し、ほぼ休み無しの改革を数年続けたと聞いています。いきなり落下傘で支配人となっても最初は誰もが警戒しているので、まずは朝、ホテル周囲の草取りから率先垂範で作業をし、それを毎日見守っていた社員の中から一緒に草取りをするメンバーも出てきて、そういった積極性のある社員を登用したとのこと。長年給与が上がらず、モチベーションも上がらない社員の3分の1程度は自然に退職し、残った社員の給与は1.5倍程度に引き上げるとい人事改革をしたそうです。毎月の会議で、各部門、料理長も含めての売上・原価・利益を報告させ、原価意識を持たせたことなど再生の成功手法も後でお聞きしました。スポンサーも大幅な設備投資をされ、再生は完了しました。

私ども外部のコンサルは財務改善＝BSなどの改善はできても、本当の意味の経営改善はPLの改善であり、これは内部に入り、現場に張り付き、社員と寝食を共にする人材でなければ絶対にできない作業です。

よくファン드가再生で出てくることがありますが、当時はハンズオン（※注）と称しても、月1回の会議に参加して数字のチェックをする程度であり、そんなことで再生できるなら旧経営者やメイン行でもできたはずで、再生は泥臭い、現場レベルの細かい改革の、試行錯誤の連続です。そういった内部に入り込む事業再生請負人がいなければ、再生は成功しません。

### 3. 長野のホテルその2

もう一つのSホテルもオリンピックの過剰投資に苦しんでいました。皇族の宿泊用に防弾ガラスだけで数千万円とか、皇族が宿泊する場合は、一つの階全体を専用にするので、結構厳しいものがあつたようです。一緒に作業いただいた服部弁護士と、皇族が宿泊した部屋で作業後に泊つたのも良い思い出となりました。

平成18年に再生の依頼を受けましたが、スポンサー選定には大変苦労しました。

結局、縁がある東京グリーンホテル所有者の大学教授が手をあげて下さり、支援の了解は取れたものの、金融機関を説得するには支援金額が程遠く、相談する中で当時地方再生に積極的と聞いていた、東京のリサ・パートナーズを訪問し、共同での再生作業に入りました。

会社分割の手法には、先に受皿会社を設立する吸収分割と、分割時に子会社として受皿会社を設立する新設分割があります。共同出資の関係で吸収分割を選択したのですが、新設分割と違い、債権者催告の手続きが省略できません。

その作業をしたところ、官報をチェックしている信用調査機関から地元紙に情報がいき、東京で最終打ち合わせ中にしつこい取材電話が社長にかかり、「きちんと公表するから待ってくれ」と頼んだにも関わらず、翌朝の新聞に大きく掲載され、結婚式の予約者から電話が殺到し現場は大混乱しました。数件のキャンセルもあり、この例から最近までは吸収分割を選択することはしなくなりました。最近はあまりに第二会社方式が多くなって新聞報道されることもほぼなくなり、吸収分割も実施していますが…。

なおリサ・パートナーズは長野において、この再生事例をきっかけにアルピコの再生に関与しました。しかしその後、私が一緒に仕事をした方々はほとんどリサを退職し、創業者の井無田氏も辞め、平成22年には上場を廃止し、NECキャピタルの子会社になりました。

(※注) ハンズオン=hands on=「実践」から転じ、投資ファンドなどの出資者が投資先企業の経営に直接参画することを指す。派遣されたコンサルタントが、その企業の経営に直接参画する場合もこの言葉を使う。典型的なハンズオンの例としては、ベンチャーキャピタルが出資先のベンチャー企業に対し、社外取締役を派遣するなどして経営の舵とりの一端を担い、事業の成長に寄与するような場合が挙げられる。

M&Aにおいても被買収企業の改革スピードを上げるためにしばしばハンズオンが行われるが、ハンズオンによる改革の強制は社内対立を生む場合もある。また、経営危機に陥っている会社を買収して企業価値を高めてから売却することでキャピタルゲインを狙う、いわゆる再生ファンドにおいても、ハンズオンの手法が用いられることが多い。





## 事務所カレンダー



2月	2日(金)	会議・研修日
	16日(金)	個人確定申告開始
	17日(土)	営業日
3月	2日(土)	営業日
	5日(火)	会議日
	9日(土)	営業日
	15日(金)	個人確定申告期限
★協会けんぽ保険料率改定(予定)		
4月	2日(火)	会議・研修日
	20日(土)	営業日
	23日(火)	所得税振替日(個人振替納税者)
	27日(土)	営業日
	30日(火)	消費税振替日(個人振替納税者)

※この予定は変更となる場合もございます

◆毎日の朝礼	8:45 ~ 9:00
◆会議・研修日	・会議: 午前9:30 ~ 11:00頃まで
	・研修: 午後1:00 ~ 4:30頃まで

※朝礼中、会議中、研修中は原則として電話をお取次ぎ出来ませんが、終了後直ちに  
ご連絡させていただきますのでご了承ください。なお、**緊急の場合はお知らせください。**

### ◆◆◆ 編集後記 ◆◆◆

令和6年1月の税制改正特別号に続いて、今年最初の通常版事務所ニュースは税制改正特別号の中でも特にインパクトの大きかった改正について詳しく解説しました。また、インボイス Q&A、電子帳簿保存法のQ&Aについても取り上げました。今後も皆様のお役に立てるような最新の情報を、わかりやすくお届けして参ります。

2月号の表紙は、「葉牡丹」です。今年事務所ニュースの表紙は、停車場ガーデン様のお花や植物の写真を掲載させて頂く予定ですのでどうぞお楽しみに。

今年は元日に能登半島地震が起こり甚大な被害が発生しました。また、昨年から引き続き新型コロナウイルスやインフルエンザが流行しています。我が家も子供が昨年末にインフルA、先月末にインフルBにかかってしまいました。

今年こそは平穏無事に過ごせるように、と願うばかりです。

